

NPO法人日本障害者協議会・障害者政策に関する公開質問状への回答(2019年7月<7月参院選>)

2019年7月9日10時現在 ◇政党の並びは左から公示前の勢力順です。

Q1. 強制不妊手術問題等への対応

旧優生保護法について、私たちは、人間の尊厳を踏みとじるものであり、憲法違反であったと認識しています。立法府としての対応について、貴党のお考えをお伺いします。以下の選択肢からお答えください。(1つ)

- ①国会として速やかに謝罪決議を行う必要がある。
- ②裁判所で示される判断を基に、国会としての謝罪決議について検討する必要がある。
- ③裁判所が憲法違反であると判断しても、過去のことであり、改めて国会として謝罪決議する必要はない。
- ④政府がしっかりと謝罪すれば、それでよい。
- ⑤その他()

上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	国民民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	社会民主党
⑤その他	①国会として速やかに謝罪決議を行う必要がある。	⑤その他	⑤その他(旧優生保護法被害者を支援する議員立法を制定しました)	①国会として速やかに謝罪決議を行う必要がある	②裁判所で示される判断を基に、国会としての謝罪決議について検討する必要がある。	①国会として速やかに謝罪決議を行う必要がある。
「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が平成31年4月24日に成立、公布・施行され、法律前文において、「旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことについて、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする」旨が明記されております。	旧優生保護法下での強制不妊手術被害者に対する一時金支給法の施行を受け、地方自治体と連携し、対象者への周知に取り組みます。強制不妊手術が進められた背景・原因を検証するとともに、優生思想の問題点や社会の多様性の重要性について、啓発を進めます。	重大な人権侵害である不妊手術等の強制によって身体的、精神的に堪えがたい苦痛を経験された方々に対して、一刻も早く救済を行うことは国に課された責務です。国民民主党はそのような考えの下、被害に遭われた方々に心から深くおわびするとともに一時金を支給する法案の起草に参画しました。	旧優生保護法に基づき不妊手術を強制された方々を支援する議員立法が、全会一致で成立しました。同法の前文には、被害者が受けた心身の多大な苦痛に対し、「我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする」と明記しました。	国会が旧優生保護法を制定し、長年にわたって存続させてきたことに対して、国会としてすみやかに謝罪決議をあげるのには当然です。共産党としても「立法府の一員として責任を痛感し、改めて反省とおわびを申し上げたい」と表明しています。(穀田国対委員長の記事会見・19年4月24日)	判断は司法が下すべきもの。立法府はそれに従ってアクションを取るべき。	不妊手術の強制は、許されない人権侵害であり、放置してきた国会も当然謝罪は必要と思います。

Q2. 旧優生保護法被害者に対する一時金支給について

この4月、与野党共同提案で旧優生保護法被害者に対する一時金支給法が成立・施行されましたが、全国7地裁で裁判が続けられており、裁判所による新しい判断と法律とは異なる補償額が示される可能性があります。

そこで、貴党のお考えをお伺いします。以下の選択肢からお答えください。(1つ)

- ①法律と異なる判断が裁判所で示された場合は、裁判所の判断に沿って、この法律の改正を行う必要がある。
- ②法律と異なる判断が裁判所で示された場合は、法律の改正は時間をかけて慎重に議論を行う必要がある。
- ③法律と異なる判断が裁判所で示されたとしても、法律を改正する必要はない。
- ④裁判所の判断を待つまでもなく、旧優生保護法問題は立法府の責任が大きく、補償額について相応の見直しを早急に行う必要がある。
- ⑤その他()

上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	国民民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	社会民主党
⑤その他	⑤その他	⑤その他	⑤その他(議員立法により、裁判所の判断を待たずに、旧優生保護法被害者への支援を実施しています)	④裁判所の判断を待つまでもなく、旧優生保護法問題は立法府の責任が大きく、補償額について相応の見直しを早急に行う必要がある。	①法律と異なる判断が裁判所で示された場合は、裁判所の判断に沿って、この法律の改正を行う必要がある。	①法律と異なる判断が裁判所で示された場合は、裁判所の判断に沿って、この法律の改正を行う必要がある。
「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき、すでに令和元年6月末現在で26件について一時金支給の認定が行われています。引き続き、できるだけ多くの対象者に一時金が支給されるよう、政府とともに周知広報等に努めていきたいと考えています。 なお、訴訟に関することについては、現在も7地裁・1高裁で訴訟が係属していることから、お答えを差し控えたいと思います。	裁判所より賠償を認める判決が下された場合には、一時金支給法によるかどうかはともかく、当然にお支払いすることになると考えます。一時金支給についても、要件を厳しくしすぎることなく、必要な皆さんに対してできる限りお支払いするよう、働きかけます。	法律と異なる判断が裁判所で示された場合の対応については、被害に遭われた方々に寄り添い、真摯に検討すべき課題であると考えます。	被害者の高齢化が進んでいることや、裁判を起こすことができない方々も多くいらっしゃるであろうことから、いち早く、広く支援するために、旧優生保護法に基づき不妊手術を強制された方々に一時金を支給する議員立法が、全会一致で成立しました。	一時金の額は「できるだけ早く早く救済する」ために、と与野党での合意を優先させたものですが、ハンセン病患者への人権侵害をめぐる国家賠償(最高1400万円)や交通事故による生殖機能喪失への慰謝料(1000万円)より桁違いに低いものです。立法府として補償額の見直しを早急におこなうべきです。	判断は司法が下すべきもの。	超党派の議員立法を成立させることを最優先にしましたが、被害当事者の期待に沿うものではありませんでした。

NPO法人日本障害者協議会・障害者政策に関する公開質問状への回答(2019年7月<7月参院選>)

2019年7月9日10時現在 ◇政党の並びは左から公示前の勢力順です。

Q3. 仙台地裁の判決について

5月28日、仙台地裁で「旧優生保護法は違憲」、「原告の請求棄却」の判決が出ました。これについて、貴党のお考えをお伺いします。以下の選択肢からお答えください。(1つ)

Q3-1「旧優生保護法は違憲」の判断について

- ① 旧優生保護法は違憲である。重く受け止める。
- ② 旧優生保護法は違憲ではない。
- ③ どちらともいえない。

上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	国民民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	社会民主党
(選択なし)	① 旧優生保護法は違憲である。重く受け止める。	① 旧優生保護法は違憲である。重く受け止める。	③ どちらともいえない。	① 旧優生保護法は違憲である。重く受け止める。	① 旧優生保護法は違憲である。重く受け止める。	① 旧優生保護法は違憲である。重く受け止める。
訴訟に関することについては、現在も7地裁・1高裁で訴訟が係属していることから、お答えを差し控えたいと思います。	旧優生保護法が、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライフ)の観点から憲法13条に規定する幸福追求権に反すると認めた仙台地裁の判決は画期的であり、立法府としても重く受け止めなければならぬと考えています。	この点については仙台地裁の判決を評価しています。	旧優生保護法に基づく不妊手術の強制は、重大な人権侵害であり、早期の救済措置が必要との判断から、議員立法の制定に取り組みました。被害者を支援する議員立法の前文には「我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする」と明記しました。旧優生保護法に関する訴訟は現在も係争中であると認識しており、引き続き、司法の判断を注視して参ります。	旧優生保護法は、国際人権規約委員会からも「人権侵害」勧告がなされており、法を廃止した当時、厚生省が極めて厳しい人権侵害であると認めています。長年、被害者が声をあげ続け、やっと多くの国民の中に知られることとなった旧優生保護法について、憲法13条違反という判決を重く受け止めます。		優生保護法による不妊手術の強制は憲法違反であったと考えます。

Q3-2「原告の請求棄却」の判断について

- ① 原告への司法による個別救済は必要である。
- ② 原告への司法による個別救済は必要ではない。
- ③ どちらともいえない。

上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	国民民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	社会民主党
(選択なし)	③ どちらともいえない。	③ どちらともいえない。	③ どちらともいえない。	① 原告への司法による個別救済は必要である。	③ どちらともいえない。	① 原告への司法による個別救済は必要である。
訴訟に関することについては、現在も7地裁・1高裁で訴訟が係属していることから、お答えを差し控えたいと思います。	旧優生保護法が人権の観点から重大な問題があったことを当然に前提にしたうえで、司法の判断を尊重します。	被害に遭われた原告が、社会的差別や偏見がある中で、同法に基づいて行われた手術の違法性を認識し、訴訟を提起して被害回復を図ることは、困難であったと考えられます。	裁判を起すことができない方々が多いらっしゃるであろうことから、いち早く、広く支援するために、旧優生保護法に基づき不妊手術を強制された方々を支援する議員立法が、全会一致で成立しました。訴訟については現在も係争中であると認識しており、引き続き、司法の判断を注視して参ります。	仙台地裁では、旧優生保護法の下で「『他人より劣る者』と差別されてきた被害者たちが賠償請求するのは困難であり、画一的に適用すべきでない」と求めた原告の主張を退けました。国の民法が定める除斥期間の適用で手術から20年以上が経過しているため賠償請求できないとした主張は到底受け入れることはできません。一人ひとりのこれまでの苦しみにこたえて、司法による個別救済をおこなうべきです。	判断は司法の役割。判断内容に対し是非を言う立場にない。	司法の判断を待ちながら、被害の回復をさらに求めてまいります。

NPO法人日本障害者協議会・障害者政策に関する公開質問状への回答(2019年7月<7月参院選>)

2019年7月9日10時現在 ◇政党の並びは左から公示前の勢力順です。

Q4. 市民団体による、障害者権利条約の平行レポート作成への支援について

国連の障害者権利委員会は、障害者権利条約の締約国の進捗状況を審査し、各国で特に問題がある分野に対し勧告などを行うシステムがあります。日本の審査は、来年2020年秋頃と見込まれています。日本はすでに締約国報告を提出していますが、進捗状況を評価するためには、市民団体が出す平行レポートは大きな役割を果たします。ノルウェー政府などは、市民団体が作る平行レポートにも財政支援を行い、多角的な評価が可能となっています。そこで貴党にお尋ねします。以下の選択肢からお答えください。(1つ)

市民団体による平行レポート作成への財政支援について、

- ①全面的に賛成である。
- ②平行レポートを作っている団体の財政力、社会的地位などを見極めた上で、支援すべきである。
- ③税金で行うので、慎重に対応すべきである。
- ④基本的に反対である。
- ⑤その他()

上記のお答えの理由について簡単にお教えてください。

自由民主党	立憲民主党	国民民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	社会民主党
⑤その他	⑤その他	⑤その他	⑤その他(政府報告書等に障がいのある方々の視点を反映)	①全面的に賛成である。	②平行レポートを作っている団体の財政力、社会的地位などを見極めた上で、支援すべきである。	①全面的に賛成である。
市民社会による活動の重要性は認識しており、幅広い意見を条約の実進に反映させることは重要と考えます。そのため、障害者政策委員会における議論やパブリックコメントを踏まえ、政府報告が作成・提出されております。他方、市民社会が政府の取組の進捗状況を客観的に評価する上では、基本的に政府から独立の立場から実施することが望ましいと考えています。	国際的な場面において、市民団体の皆さんが直接当事者の声を届けることは極めて重要であり、市民団体が出す平行レポートに制限をかけないよう配慮された財政面での支援も含め積極的な支援を検討します。	当事者の意見を障がい者政策に反映させるため、市民団体が果たす役割が重要であることに鑑み、市民団体への支援のあり方について検討すべきであると考えます。	日本はすでに国連の障害者権利委員会へ政府報告を提出していますが、報告書の作成に当たっては、障がいのある方々の視点を反映させるため、障がい当事者や家族が委員として参画する障害者政策委員会において精力的な議論が行われました。その結果浮き彫りになった課題は、議論の整理として取りまとめられ、政府報告書の附属書として添付されています。また、障害者政策委員会において特に重要なものとして選定されたテーマは、附属書のみならず、政府報告書の本文にも明示的に反映されました。	日本の障害福祉を担い、施策を支えている多くの団体は国の重要なパートナーです。国は市民団体の意見に真摯に耳を傾け、平行レポートづくりにおける研究や翻訳などさまざまな奮闘にこたえる財政支援をおこなうことは当然です。	市民団体のセカンドオピニオンを(財政支援を受けることで)歪ませないためになるべく避けるべき。	国連の活動は、加盟国の政府だけでなく、NGOや各機関が協調することが大切です。

NPO法人日本障害者協議会・障害者政策に関する公開質問状への回答(2019年7月<7月参院選>)

2019年7月9日10時現在 ◇政党の並びは左から公示前の勢力順です。

Q5. 障害者差別解消法の見直しについて

障害を理由とする差別の解消を推進する法律(障害者差別解消法)の見直しに向け、内閣府の障害者政策委員会で議論が進められています。このことについて貴党のお考えをお伺いします。以下の選択肢からお答えください。(1つ)

①障害者権利条約の理念に沿って、障害を理由とする差別の解消の実効性を図るため、差別の定義化を盛り込ませ、また民間事業者に対しても合理的配慮の提供を義務化させ、そして裁判外紛争解決の仕組みをしっかりと構築させる、などの、積み残し課題の実現を図る必要がある。

②障害者差別解消法の問題点は十分認識しているので、見直しについては可能な範囲で進めていく。

③障害者差別解消法の見直しについては、時間をかけて慎重に議論していく必要がある。

④障害者差別解消法の見直しは必要ない。

⑤その他()

上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	国民民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	社会民主党
⑤その他(障害者政策委員会における障害者差別解消法の見直しの検討の議論を尊重して判断すべき。)	⑤その他	⑤その他	⑤その他	①障害者権利条約の理念に沿って、障害を理由とする差別の解消の実効性を図るため、差別の定義化を盛り込ませ、また民間事業者に対しても合理的配慮の提供を義務化させ、そして裁判外紛争解決の仕組みをしっかりと構築させる、などの、積み残し課題の実現を図る必要がある。	①障害者権利条約の理念に沿って、障害を理由とする差別の解消の実効性を図るため、差別の定義化を盛り込ませ、また民間事業者に対しても合理的配慮の提供を義務化させ、そして裁判外紛争解決の仕組みをしっかりと構築させる、などの、積み残し課題の実現を図る必要がある。	①障害者権利条約の理念に沿って、障害を理由とする差別の解消の実効性を図るため、差別の定義化を盛り込ませ、また民間事業者に対しても合理的配慮の提供を義務化させ、そして裁判外紛争解決の仕組みをしっかりと構築させる、などの、積み残し課題の実現を図る必要がある。
障害者政策委員会には、障害のある方が多数参画されており、障害者差別解消法の見直しの検討の議論に障害のある方の視点をできる限り反映する観点から、同委員会における議論を尊重して判断すべきと考えるため。	共生社会を実現するために、障害者基本法、障害者差別解消法、障害者虐待防止法について、身体障がい者とともに、当事者参画が不十分と指摘される精神障がい者、知的障がい者、女性の障がい者、および難病の方々など法制度を必要とするすべての障がい当事者の声を反映し、実効性ある改正を進めます。	障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、「障害者差別解消法」の実効性のある運用を目指すべきです。	障害者差別解消法は、本年4月をもって、2016年4月の施行から3年が経過しました。同法の附則では、施行から3年後に見直しを検討することが規定されており、現在、政府の障害者政策委員会において議論が行われています。同法の施行状況や、障がい当事者、関係者のご意見などを踏まえ、障がい者差別の解消に向けた更なる取り組みのあり方について、議論を進めて参ります。	障害者差別解消法は3年後の見直しの時期を迎えており、積み残しの課題を法に盛り込ませることは大きなチャンスになります。JDFがおこなったアンケートでは、約48%が差別と考えられる経験があるとこたえており、問題が解決した人は「相談しても解決しない・何もしてもらえない」と諦めている状況もあります。差別解消に力を発揮できる法改正になるよう、共産党も力をつくしたいと思います。		課題として残っている差別の定義化、国の相談窓口の設置、紛争解決機関の設置など急がねばなりません。

NPO法人日本障害者協議会・障害者政策に関する公開質問状への回答(2019年7月<7月参院選>)

2019年7月9日10時現在 ◇政党の並びは左から公示前の勢力順です。

Q6. 全体予算に占める障害者予算の割合と財源について

障害者に関する公的支出が国内総生産(GDP)に対してどれくらいかという国際比較で、OECD加盟国で日本は、現物給付(サービス)についてはほぼ平均となったものの、金銭給付を含む全体では依然として平均の約半分となっており、経済先進国にふさわしく障害者に関する予算を引き上げることが課題であると認識しています。一方、障害者予算を含めた社会保障費の増加が「財政の健全性にとって脅威」などの論調もあります。このことについて貴党の考えをお聞かせください。以下の選択肢からお答えください。(1つ)

- ①早急に上位10位以内になるよう予算を引き上げていくべきである。
- ②時間をかけながら上位10位以内になるよう予算を引き上げていくべきである。
- ③上位10位以内にこだわらなくてよい。
- ④上位10位以内にこだわらず、さらに予算の重点化・効率化をめざす。
- ⑤ほぼ現状でよい。

上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	国民民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	社会民主党
④上位10位以内にこだわらず、さらに予算の重点化・効率化をめざす。	①早急に上位10位以内になるよう予算を引き上げていくべきである。	②時間をかけながら上位10位以内になるよう予算を引き上げていく	②時間をかけながら上位10位以内になるよう予算を引き上げていくべきである。	①早急に上位10位以内になるよう予算を引き上げていくべきである。	④上位10位以内にこだわらず、さらに予算の重点化・効率化をめざす。	①早急に上位10位以内になるよう予算を引き上げていくべきである。
各国の人口や経済の規模等が異なることから、GDPに対する公的支出がどれくらいかという国際比較の中で議論することは適切ではない。重要なことは、GDPに対する障害者予算の割合の順位ではなく、障害児・者に係る支援に必要な予算をしっかりと確保していくことであると考えています。	誰もが生きやすい共生社会の実現のために必要な予算を確保します。	障害福祉従事者の処遇改善を行う予算など、障がい者政策に係る予算確保に努力すべきであると考えます。	日本が障害者権利条約に署名した2007年当時、5380億円だった障害福祉サービス関係予算額は、今年度1.5兆円となり、12年間で約2.8倍に増加しました。また、ハローワーク等における障がい者の就労支援や社会参加支援の充実、地域で活躍できる環境整備等を推進し、働く障がい者は昨年6月時点で53万人を超え、15年連続で過去最多を更新しています。今後も着実に予算を引き上げ、施策を推進していきます。	障害予算は予算全体から見ればわずかであり、早急にOECD諸国上位10位以内になるよう引き上げるべきです。社会保障予算の増加はまるで国がつぶれるかのように喧伝され、抑制が当たり前、財源はどうするのかと攻撃されます。しかし戦闘機を買うのに財源はどうするのかと問題になりません。社会保障の拡充は国民の暮らしを安定させ、経済をあたためることにつながります。	障害者の割合は国により大きく異なるので、順位へのこだわりは合理性はない。	1つの指標としてOECD平均は重要だと考えます。

Q7. 障害者政策委員会の位置づけについて

障害者基本計画の策定および監視に関する機関として障害者政策委員会がありますが、このことについて貴党の考えをお聞かせください。以下の選択肢からお答えください。(2つまで)

- ①障害者政策委員会の権能を大幅に拡大させるべきである。
 - ②障害者政策委員会は今のままでよい。
 - ③障害者権利条約の監視機関として機能できるよう、政府からの独立性を担保した新しい組織を別に立ち上げるべきである。
- 上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	国民民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	社会民主党
(選択なし) その他(障害者政策委員会の在り方については、障害者政策委員会の考え方を尊重すべき。)	①障害者政策委員会の権能を大幅に拡大させるべきである。 ③障害者権利条約の監視機関として機能できるよう、政府からの独立性を担保した新しい組織を別に立ち上げるべきである。	①障害者政策委員会の権能を大幅に拡大させるべきである。	①障害者政策委員会の権能を大幅に拡大させるべきである。	①障害者政策委員会の権能を大幅に拡大させるべきである。 ③障害者権利条約の監視機関として機能できるよう、政府からの独立性を担保した新しい組織を別に立ち上げるべきである。	②障害者政策委員会は今のままでよい。	①障害者政策委員会の権能を大幅に拡大させるべきである。
障害者政策委員会には、障害のある方が多数参画されており、障害当事者の主体性を尊重する観点から、同委員会の在り方に関しては、同委員会の考え方を尊重することが重要と考えるため。	民主党政権時に多くの障がい者が参画した「障がい者制度改革推進会議」をモデルに、内閣府に設置した政策委員会の機能強化、政策監視機関の設置を検討します。	内閣府に設置した政策委員会の機能強化など、障害者基本法の改正を検討すべきです。	障害者政策委員会は、障害者基本計画の実施状況を監視し、必要があれば関係各大臣に勧告を行うことができる重要な機関です。同委員会の円滑かつ適切な運営のため、事務局機能の充実など、同委員会を支援する体制の強化を図るべきと考えます。	障害者政策委員会の現状は、障害者権利条約の履行監視機能をもつモニタリング機関としての役割が十分果たされていません。国から“独立した機関”としての役割にふさわしく見直すとともに、障害者権利条約の締約国報告と市民団体の「パラレルレポート」をいかして、国内法の整備を推進する役割を果たすべきです。		障害者施策を大胆に推進していくためにも、権能拡大や体制強化は不可欠です。

NPO法人日本障害者協議会・障害者政策に関する公開質問状への回答(2019年7月<7月参院選>)

2019年7月9日10時現在 ◇政党の並びは左から公示前の勢力順です。

Q8-1 障害者の政策立案決定段階の参加について

障害者政策委員会をはじめ障害に関わる国の各種審議会や、自治体の審議会などに障害当事者やその家族の参加が重要な課題となっています。このことについて貴党の考えをお聞かせください。以下の選択肢からお答えください。(1つ)

- ①障害に関わる各種審議会に、障害当事者を全体の2分の1以上参加させるべきである。
- ②障害に関わる各種審議会に、障害当事者をおおよそ全体の3分の1以上参加させるべきである。
- ③障害に関わる各種審議会で審議する際は、障害当事者から意見聴取を行うべきである。
- ④障害に関わる国の審議会では、障害当事者を多く参加させるべきであるが、自治体レベルでは意見聴取を行えばよい。
- ⑤その他()

上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	国民民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	社会民主党
⑤その他	⑤その他	⑤その他	⑤その他	①障害に関わる各種審議会に、障害当事者を全体の2分の1以上参加させるべきである。	⑤その他	①障害に関わる各種審議会に、障害当事者を全体の2分の1以上参加させるべきである。
審議会において、国の施策方針に対して当事者の方などに検討の場に参加いただき、意見を述べていただくことは重要です。また学識者や事業者などの関係者の方にも検討の場に参加していただき調和の取れた会議運営も重要であると考えます。	民主党政権時に多くの障がい者が参画した「障がい者制度改革推進会議」をモデルに、実質的に当事者の声が反映されるように、人数、参加のあり方等について検討し、実現すべきです。	障害者政策の推進にあたっては、当事者のニーズを踏まえるために、当事者やそれを支える方々とともに議論しながら進める必要があるため、障がいに関わる各種審議会に、障がい当事者やその家族をより多く参加させるべきです。	障害者権利条約に規定される障がい者の意見反映のために、改正障害者基本法は「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない」と定めております。同法の規定を確かなものとするべく、数値目標等を含め、障がい者の方々の意見がより反映される方法の検討が必要と考えます。	障がい者制度改革によって、障害当事者の家族が多数参加して審議をすすめることは、当たり前だという流れが前進しました。あらゆる機能障害に対応できるよう、障害当事者を過半数にして、要求や願いにこたえることは当然です。	障害当事者を参加させるべきである。	障害当事者とその家族が委員の過半数であることは最低限必要な条件だと考えます。

Q8-2

- ①障害に関わる各種審議会に、障害者の家族を全体の2分の1以上参加させるべきである。
- ②障害に関わる各種審議会に、障害者の家族をおおよそ全体の3分の1以上参加させるべきである。
- ③障害に関わる各種審議会で審議する際は、障害者の家族から意見聴取を行うべきである。
- ④障害に関わる国の審議会では、障害者の家族を多く参加させるべきであるが、自治体レベルでは意見聴取を行えばよい。
- ⑤その他()

上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	国民民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	社会民主党
⑤その他	⑤その他	⑤その他	⑤その他	①障害に関わる各種審議会に、障害者の家族を全体の2分の1以上参加させるべきである。	⑤その他	⑤その他
審議会において、国の施策方針に対して当事者の方などに検討の場に参加いただき、意見を述べていただくことは重要です。また学識者や事業者などの関係者の方にも検討の場に参加していただき調和の取れた会議運営も重要であると考えます。	民主党政権時に多くの障がい者が参画した「障がい者制度改革推進会議」をモデルに、実質的に当事者の家族の声が反映されるように人数、参加のあり方等について検討し、実現すべきです。	障害者政策の推進にあたっては、当事者のニーズを踏まえるために、当事者やそれを支える方々とともに議論しながら進める必要があるため、障がいに関わる各種審議会に、障がい当事者やその家族をより多く参加させるべきです。	上記8-1の回答と同じ趣旨です。	審議会に障害者の家族が2分の1以上参加してもらうことで、さまざまなケースが検討され、切実な実態を踏まえた施策の推進、改善方向が見えやすくなることにつながります。	障害者の家族を参加させるべきである。	障害当事者とその家族が委員の過半数であることは最低限必要な条件だと考えます。

NPO法人日本障害者協議会・障害者政策に関する公開質問状への回答(2019年7月<7月参院選>)

2019年7月9日10時現在 ◇政党の並びは左から公示前の勢力順です。

Q9-1 基本合意と骨格提言について

国(厚労省)は障害者自立支援法違憲訴訟団と基本合意を交わし、それに基づいて「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」の骨格提言が出されていますが、このことについて貴党の考えをお聞かせください。以下の選択肢からお答えください。(1つ)

- ①基本合意と骨格提言は完全に実現された。
- ②基本合意と骨格提言はやや実現された。
- ③基本合意と骨格提言はほとんど実現されていない。
- ④基本合意と骨格提言は全く実現されていない。

上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	国民民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	社会民主党
②基本合意と骨格提言はやや実現された。	②基本合意と骨格提言はやや実現された。	②基本合意と骨格提言はやや実現された。	②基本合意と骨格提言はやや実現された。	④基本合意と骨格提言は全く実現されていない。	②基本合意と骨格提言はやや実現された。	④基本合意と骨格提言は全く実現されていない。
<p>先般の障害者総合支援法の改正は、社会保障審議会障害者部会において、「基本合意」や「骨格提言」の内容を含め、制度全般にわたり議論していただいた結果である報告書の内容のうち法律改正による対応が必要なものを措置するものです。例えば、高齢の障害のある方の介護保険サービスの利用者負担を軽減する仕組みを創設すること、入院中も重度訪問介護による支援を可能とすることなど、「骨格提言」の趣旨を踏まえた内容が含まれています。</p>	<p>障がい者の参画を基本とした基本合意と骨格提言が取りまとめられた経緯を尊重し、今後、精査し党として検討を深めます。</p>	<p>「骨格提言」については、当事者の方の思いが詰まったものであり、これを段階的・計画的に実現していく必要があると考えます。</p>	<p>基本合意と骨格提言は着実に進んでいると認識しています。改正障害者総合支援法では、①高齢障がい者の介護保険サービスの利用者負担を軽減する仕組みの創設、②入院中も重度訪問介護による支援を可能とすることが盛り込まれました。法改正以外で改善できる案件についても、推進していきたいと考えています。</p>	<p>総合支援法が出されたときに、「基本合意」「骨格提言」にもとづく施策をいっぺんに実現するのは難しいので、附則で明記して、3年後に見直すとなりました。しかしその見直しも応益負担の廃止をはじめとした中身はまったく反映されず、約束が反故にされてしまいました。基本合意は、国が司法の場で約束し、骨格提言は国の委託を受けて話し合った部会が正式にまとめた報告書です。国は基本合意と骨格提言にもとづいて国内法を整備する責任があります。</p>		<p>障害者総合支援法は基本合意や骨格提言とかけはなれたもので、抜本改正に取り組まねばなりません。</p>

Q9-2 地域包括ケアシステムについて

国(厚労省)は、「サービスの縦割りを排する」と称し、子ども、高齢者、障害等の福祉ニーズをもつ人々に対し、包括的にサービスを提供し相談窓口の一元化を図るという政策を進めています。これは「地域包括ケアシステム」や「地域包括共生型」などと呼ばれています。その背景には財源の効率化という問題が横たわっています。このことについて貴党の考えをお聞かせください。以下の選択肢からお答えください。(複数可)

- ①「地域包括ケアシステム」や「地域包括共生型」は、福祉分野を横断するもので推進すべきである。
- ②人材や予算をしっかりと確保したうえで、ニーズによっては包括できるように、柔軟な仕組みとしていくべきである。
- ③障害者政策と介護保険の統合も視野におかれている中で、それぞれの分野の特性を引き続き伸ばしていくべきである。
- ④現在のままでよい。

上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	国民民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	社会民主党
①「地域包括ケアシステム」や「地域包括共生型」は、福祉分野を横断するもので推進すべきである。 ②人材や予算をしっかりと確保したうえで、ニーズによっては包括できるように、柔軟な仕組みとしていくべきである。 ③障害者政策と介護保険の統合も視野におかれている中で、それぞれの分野の特性を引き続き伸ばしていくべきである。	①「地域包括ケアシステム」や「地域包括共生型」は、福祉分野を横断するもので推進すべきである。 ②人材や予算をしっかりと確保したうえで、ニーズによっては包括できるように、柔軟な仕組みとしていくべきである。 ③障害者政策と介護保険の統合も視野におかれている中で、それぞれの分野の特性を引き続き伸ばしていくべきである。	①「地域包括ケアシステム」や「地域包括共生型」は、福祉分野を横断するもので推進すべきである。	①「地域包括ケアシステム」や「地域包括共生型」は、福祉分野を横断するもので推進すべきである。	③障害者政策と介護保険の統合も視野におかれている中で、それぞれの分野の特性を引き続き伸ばしていくべきである。	②人材や予算をしっかりと確保したうえで、ニーズによっては包括できるように、柔軟な仕組みとしていくべきである。	③障害者政策と介護保険の統合も視野におかれている中で、それぞれの分野の特性を引き続き伸ばしていくべきである。

<p>人々の暮らしや地域の在り方が多様化する中で、地域に生きる1人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり、参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現は重要な課題。</p> <p>このため、地域共生に資する多様な地域活動の普及・促進など地域コミュニティ全体の支える力を強化しながら、世代や高齢者、障害者、児童等の対象者にかかわらず、包括的・総合的な相談支援や伴走型支援を行う体制の構築や、高齢・障害・児童等の福祉サービスの総合的な提供の促進など、「地域共生社会」の実現に向け、制度・予算両面から取組強化を検討してまいります。</p>	<p>地域の絆を強め、医療・介護・教育などが連携することによって、地域包括ケアシステムを拡充し、地域の「支え合いを支える」仕組みを構築します。地域包括ケアシステムを、子どもからお年寄りまで全世代を支援するシステムへと進化させ、地域コミュニティの再生に努めます。</p>	<p>介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らせるようにするため、地域包括ケアシステムの構築と定着が必要です。</p>	<p>誰もが住み慣れた地域で安心して老後を暮らせるために、医療、介護、住まい、生活支援サービス等の支援を地域の中で一体的に受けられる地域包括ケアシステムを構築します。また、高齢、障がい、児童など対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、多様化・複合化するニーズに対応するため、それぞれの地域の実情を踏まえた地域包括型の支援体制を整備します。</p>	<p>地域包括ケアシステムは、生産性と効率性の向上のために介護、障害者・子どもの分野を一括する体制です。公的責任を投げ捨て、いっそうの社会保障予算の削減・抑制をねらうものです。それぞれの分野の専門性をいかしていくことが、利用者の人権を保障することにつながります。</p>	<p>地域包括ケアシステムは、全国的にまだまだ道半ばであり、各地域の実情に合った仕組みが構築されていくよう、柔軟な運用を促進すべき課題である。</p>	<p>障害者の生活水準が引き下げされることのないよう、どちらの制度も選択できるようにすることが必要です。</p>
--	--	---	---	---	---	--

NPO法人日本障害者協議会・障害者政策に関する公開質問状への回答(2019年7月<7月参院選>)

2019年7月9日10時現在 ◇政党の並びは左から公示前の勢力順です。

Q10-1 障害者の労働政策について

障害のある人の一般就労をさらに増やしていく必要があります。どうすれば課題が解決するのか、貴党の考えをお聞かせください。以下の5つを、重要と思われる番号順に並べかえてください。

- ①国の機関や地方自治体の法定雇用率の遵守に向けた監視機関の整備と、積極的雇用に向けた環境のさらなる整備
 - ②障害者雇用促進法などの法整備の徹底
 - ③行政機関や企業などの事業者の意識の改善
 - ④国や自治体による企業への補助金の強化
 - ⑤企業内でのジョブコーチやヘルパーなどの福祉サービスの提供
- 上記のお答えの理由について簡単にお教えてください。

自由民主党	立憲民主党	国民民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	社会民主党
②と③と④、①と⑤(同列、順位付なし)	(順位づけなし) すべて重要だと考えます。	③①②⑤④	①と②と③、⑤、④	②⑤①④③	①	①②③④⑤
障害者雇用については、雇用者たる行政機関や事業者の意識の向上が重要です。この考えに基づき、障害者の活躍の場の拡大に関する措置や国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を内容とする障害者の雇用の促進に関する法律の改正を行うとともに、障害者の就労促進・定着に係る各種の取組を行ってきました。	障がい者がそれぞれの能力を發揮できるように仕事を切り出すなど、障がい者の雇用(国の行政機関および地方自治体を含む)を拡大し、定着支援を促進します。働くすべての障がい者が他者との平等を基礎とした就労の場を確保することを目標に据え、障がい者雇用を促進する観点から、障がい者納付金の在り方を検討します。	より多くの一般就労の機会を提供できるよう、国、自治体、企業がそれぞれの役割を果たすことが必要です。	本年の通常国会において、改正障害者雇用促進法が成立しました。障がい者が活躍する場の拡大に向けて、国・地方公共団体における不適切計上の再発防止や障がい者雇用の計画的な推進、週20時間未満の障がい者を雇用する事業主への給付金の創設、障がい者雇用に関する優良な中小事業主の認定制度の創設など、同法の円滑な実施に取り組みます。	昨年発覚した官公庁による障害者雇用率の水増し問題は、本来もともと雇用促進すべき機関が不正をおこなっていたために、国民に大きな衝撃をあたえました。試験や面接を突破してせっかく就職しても、働き続けられる職場環境に変えなければ障害者の定着は困難です。採用の差別をなくし、官民への合理的配慮の徹底、通勤や職場でのヘルパー使用などを認めるべきです。厚労省でなく、第三者の立場で雇用のチェックや調査できる機関を整備すべきです。	順番はつけ難いが、先般の公務部門での水増し問題に代表されるように、法的雇用率を遵守させるだけでは課題解決にならない。障害者の特性が生かされ、合理的な配慮と周囲の理解の醸成がなされた職場を増やす為の支援を拡充すべき。	雇用率水増し問題は、障害者排除そのもので、決して許されません。

Q10-2 障害者の労働政策について

現状において一般就労が困難とされる障害のある人への施策として、福祉的就労の場があります。その課題についてどのようなものがあると考えられるか、以下の4つを、重要と思われる番号順に並べかえてください。

- ①優先的な仕事の発注
 - ②助成金(補助金)の強化、拡大、あるいは個別給付から月額包括払いへの見直し
 - ③一般就労に向けた専門的トレーニングの強化
 - ④労働法の適用
- 上記のお答えの理由について簡単にお教えてください。

自由民主党	立憲民主党	国民民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	社会民主党
①、③(同列、順位付なし)	(順位づけなし) すべて重要だと考えます。	①③②④	②、①、③と④	④②①③	③④②①	①②③④
現在、一般就労が直ちに困難である障害のある者については、障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業などの障害福祉サービスを利用いただき、その就労・社会参画を支援しています。就労継続支援事業は、障害のある者がその適性に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現するために、重要なサービスであるため、そこで働く障害のある者の工賃等の向上とともに、意欲や能力などがある方の一般就労に向けた支援にも取り組んでいただいているところで	福祉的就労利用者の一般就労への移行を進めるため、現行の雇用率制度に基づく一般就労の在り方にさらなる検討を加え、すでに地方公共団体で導入事例のある多様な就労の場の創出や、尊厳ある生活を維持できる稼働所得の確保を目指します。今後、当事者からのヒアリングを通して精査していきます。	仕事を確保して賃金を高めていくことと、一般就労への移行のための支援等を同時に充実させていく必要があると考えます。	障害者総合支援法に基づき、就労継続支援事業(A型・B型)が実施されておりますが、B型の工賃引き上げや労働法の適用について更なる検討が必要と考えます。公明党は、障がい者就労施設等の受注機会の拡大のため、障害者優先調達推進法に基づく取組等を推進してきましたが、さらなる就労機会の創出のため、農福連携やICTの活用などを通じて、障がい者が各々の適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、一般就労への移行促進を含めた福祉的就労の改善に取り組んでまいります。	2009年にILOから日本の授産施設などで働く障害者にも労働法規を適用する必要性が示唆され、自立支援法下で働く場合に利用者負担が導入されたことに懸念が示されました。福祉的就労施設で働く障害者も労働者として、国は労働法の適用を検討すべきです。職員が適切に配置できるためにも、事業所の運営を安定させるためにも報酬を月額払いに戻して、基本報酬を抜本的に引き上げるべきです。		福祉的就労の場となる作業所をまず地域に増やす必要があると考えます。

NPO法人日本障害者協議会・障害者政策に関する公開質問状への回答(2019年7月<7月参院選>)

2019年7月9日10時現在 ◇政党の並びは左から公示前の勢力順です。

Q10-3 障害者の労働政策について

福祉的就労の一つである就労継続支援A型事業所の閉鎖とそれに伴う多くの障害のある労働者が解雇されるという問題は今なお続いています。このことについて、以下の4つを、重要と思われる番号番に並べかえてください。

- ①規制緩和による市場原理への開放を見直すこと。
 - ②事業所の開設(創設)指定の基準を見直すこと。
 - ③優先発注をさらに推し進め事業の安定を図ること。
 - ④容易に閉鎖に至らない施策を強化すること。
- 上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	国民民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	社会民主党
②、③、④(同列、順位付なし)	(順位づけなし) すべて重要だと考えます。	②①③④	③と④、②、①	①④②③	②④③①	①②③④
現在、一般就労が直ちに困難である障害のある者については、障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業などの障害福祉サービスを利用いただき、その就労・社会参画を支援しています。 就労継続支援A型事業所については、指定基準等に基づく指定権者(都道府県等)からの指導と支援を適切に組み合わせながら、就労継続支援A型事業所の健全な運営を支援しています。	福祉的就労利用者の一般就労への移行を進めるため、現行の雇用率制度に基づく一般就労の在り方にさらなる検討を加え、すでに地方公共団体で導入事例のある多様な就労の場の創出や、尊厳ある生活を維持できる稼働所得の確保を目指します。今後、当事者からのヒアリングを通して精査していきます。	事業者の適正化と支援のバランスに配慮して、問題を解決していく必要が有ると考えます。	就労継続支援A型事業所の経営改善を支援するため、2018年度の報酬改定では、販路の拡大、商品開発等の賃金向上に取り組むための人員配置への加算を創設しました。また、公明党が推進して2012年に成立した障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等の受注機会の拡大を推進しています。こうした取組によって、就労継続支援A型事業の運営を支援し、そこで働く方々の就労を確保していくことが重要であると考えます。	自立支援法の誕生で、社会福祉事業に営利企業が参入できるようになりました。A型事業所の相次ぐ閉鎖は厚労省にも責任があります。A型事業のあり方を見直し、制度を改善すべきです。		企業の参入を認めた仕組みの土台から見直すことが必要だと考えます。

Q11. 所得保障のあり方について

障害のある人の所得保障のあり方について、重要と思われるものを、以下の選択肢からお答えください。(2つまで)

- ①無年金障害者の解消
 - ②障害基礎年金の増額
 - ③目的別の手当の整備
 - ④生活保護の拡充(上記の課題が本筋であるが、当面の応急対応として)
 - ⑤その他()
- 上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	国民民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	社会民主党
⑤その他(就労支援の充実を含め、収入の確保に総合的に取り組みます)	①無年金障害者の解消 ②障害基礎年金の増額	⑤その他	②障害基礎年金の増額、⑤その他(障がい者の就労環境の充実)	①無年金障害者の解消 ②障害基礎年金の増額	①無年金障害者の解消	①無年金障害者の解消 ②障害基礎年金の増額
基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むためには、特定の制度だけを改善するのではなく、総合的な対策が必要です。具体的には、障害年金や特別障害者手当等の支給に加え、障害のある人への就労促進や職場定着支援をさらに推進します。このほか、低所得者等については、障害福祉サービスの利用者負担を0円としています。また、障害基礎年金受給者には、消費税率10%への引上げ時(2019年10月)に合わせて実施する年金生活者支援給付金により、障害基礎年金とあわせて、今まで以上に生活を支えていくこととしています。	障がいのある人のニーズを踏まえ、障がい種別や程度、年齢、性別を問わず、難病患者も含めて、家族介護だけに頼らずに、障がいのない人とともに、安心して地域で自立した生活ができるよう、障がい者の暮らしを支える制度を拡充します。介護保険優先原則の廃止、障害年金の引き上げなどを検討します。	「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に基づき、障害基礎年金の上乗せ支給を行うべきです。	障がい者の所得保障を充実する上で年金制度の果たす役割は重要です。これまで公明党は障がい者の就労を年金制度上評価する仕組みや特別障害給付金の創設などを実現してきました。本年10月からは、障害年金生活者支援給付金が実施される予定です。今後さらに、一般就労の拡大や就労継続支援を含めた障がい者の就労環境の改善などを通じて、所得保障の充実と社会参加の拡大を進めてまいりたいと考えます。	すべて大事ですが、あえて2つを選択しました。障害基礎年金の底上げが必要であり、厳しい認定基準や要件によって膨大な無年金障害者があり、抜本的に改善が必要です。		働くことによる所得とあわせて年金を充実させることで地域生活に必要な所得保障を実現すべきです。

NPO法人日本障害者協議会・障害者政策に関する公開質問状への回答(2019年7月<7月参院選>)

2019年7月9日10時現在 ◇政党の並びは左から公示前の勢力順です。

Q12-1 措置入院の退院後支援のあり方について

精神科病院の措置入院者の退院後の支援体制について、実際には警察をその中に組み込んでいるところも少なくありません。このことについて貴党の考えをお聞かせください。(1つ)

- ①精神科病院の措置入院者の退院後支援について、警察を入れるべきではない。
 - ②精神科病院の措置入院者の退院後支援について、警察の協力は必要である。
 - ③精神科病院で、身体拘束や職員による虐待が後を絶たない中、障害者権利条約の考え方に基づいて、障害者の自由と人権を基本とする、精神保健福祉法の抜本改正がまず先である。
- 上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	国民民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	社会民主党
① 精神科病院の措置入院者の退院後支援について、警察を入れるべきではない。	③精神科病院で、身体拘束や職員による虐待が後を絶たない中、障害者権利条約の考え方に基づいて、障害者の自由と人権を基本とする、精神保健福祉法の抜本改正がまず先である。	(選択なし) その他	① 精神科病院の措置入院者の退院後支援について、警察を入れるべきではない。	① 精神科病院の措置入院者の退院後支援について、警察を入れるべきではない。	②精神科病院の措置入院者の退院後支援について、警察の協力は必要である。	③ 精神科病院で、身体拘束や職員による虐待が後を絶たない中、障害者権利条約の考え方に基づいて、障害者の自由と人権を基本とする、精神保健福祉法の抜本改正がまず先である。
昨年3月に発出した「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」において、退院後支援に関する計画の作成にあたって開催する会議には、防犯の観点から警察が参加することは認められない旨明記しています。ただし、例外的に、例えば退院後に再び自殺を企図するおそれがあると認められる者や、繰り返し応急の救護を要する状態が認められている者等について、警察が支援関係者として本人の支援を目的に参加することは考えられるが、この場合は、事務局は、本人及び家族その他の支援者から意見を聴いた上で、警察以外の支援関係者間で警察の参加についての合意が得ることが必要であるとしています。	人権を守る観点から在り方を検討します。精神疾患による患者やその家族への地域生活支援の強化等を充実させ、地域で自立した生活ができるよう、病院から地域への移行を促進します。患者の尊厳を守るため、精神科病院での身体拘束の削減を進めます。	精神疾患による患者が地域で自立した生活ができるよう、病院から地域への移行を促進すべきです。移行に必要な生活支援のあり方については、当事者ととも議論しながら検討します。また、患者の尊厳を守るため、精神科病院での身体拘束の削減を進めるべきです。	厚生労働省が策定した「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」では、退院後支援に関する計画を作成する会議には「警察が参加することは認められず、警察は参加しない」としています。各自治体においては、本ガイドラインに基づいて退院後支援を実施すべきであると考えます。	措置入院患者の退院後の支援体制に警察を組み込むことは、まるで障害者を「犯罪者」扱いし、「監視」しているようだ指摘されても仕方ありません。当事者の意見表明を尊重し、生きやすい社会にしていくべきです。		地域での医療、福祉を充実させ、権利擁護制度を創設する方向で抜本的に見直さなければなりません。

Q12-2 精神障害者の生活の場のあり方について

日本は精神科病院の入院率が先進国の中で極めて高いことが特徴であり、医学モデルから社会モデルへの政策の転換が急務となっていますが、精神障害者が地域社会で暮らしていくにはどのような政策が必要でしょうか。このことについて貴党の考えをお聞かせください。以下の選択肢からお答えください。(2つまで)

- ①住宅政策
- ②グループホームの増設(病院敷地外であれば、経営の形態は問わない)
- ③グループホームの増設(経営は医療法人以外)
- ④ヘルパー(介助)制度の充実
- ⑤相談体制の充実
- ⑥その他()

上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	国民民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	社会民主党
⑥その他(精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築)	①住宅政策 ④ヘルパー(介助)制度の充実	①住宅政策 ④ヘルパー(介助)制度の充実	②グループホームの増設(病院敷地外であれば、経営の形態は問わない) ⑥その他(医療と福祉の連携強化、地域生活を支える様々なサービス等)	①住宅政策 ⑤相談体制の充実	⑤相談体制の充実	①住宅政策 ⑥その他(地域で働く場の整備)
精神障害者が地域社会で暮らしていくためには、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めることが必要であり、そのためには、保健・医療・福祉等の関係者が連携・共同して、地域における支援体制の構築を進めていくことが求められます。	当事者の方のニーズを踏まえて検討していきます。精神疾患による患者やその家族への地域生活支援の強化等を充実させ、地域で自立した生活ができるよう、病院から地域への移行を促進します。	安心して地域で生活ができるようにするには、基盤整備と人材育成が重要であると考えます。	精神障がい者の地域移行や地域定着の支援については、地域生活の重要な受け皿であるグループホーム等の整備や機能強化を進めるとともに、障がいの特性に応じて、定期的な巡回訪問や随時対応など、地域生活を支えるサービスが必要と考えます。また、医療と福祉等の関係者が情報を共有し、連携して取組を進める協議の場の設置や、支援をする側と支援を受ける側の双方にとって有効なピアサポートの推進、短期入所(ショートステイ)における医療との連携強化などの取組を進めていきたいと考えます。	退院後に支援を受けながら地域で当たり前に暮らせるようにすべきです。公営住宅や民間借り上げ住宅、家賃補助などを拡充し、相談支援を受けながらいきいきと暮らす場を保障すべきです。		

NPO法人日本障害者協議会・障害者政策に関する公開質問状への回答(2019年7月<7月参院選>)

2019年7月9日10時現在 ◇政党の並びは左から公示前の勢力順です。

Q13. 障害者虐待防止法改正問題への質問

2012年に、障害者虐待防止法が成立しましたが、虐待を発見した場合の自治体などへの通報義務の対象から病院、学校などが外されており、それらも対象に組み込んだ見直しが課題となっています。このことについて貴党の考えをお聞かせください。以下の選択肢からお答えください。(1つ)

- ①早急に、法の附則にある通り、病院、学校、保育所、官公署も通報義務の対象に含めるべきである。
 - ②通報義務の対象にそれらを含めるにはまだ早い。
 - ③その他()
- 上記のお答えの理由について簡単にお教えてください。

自由民主党	立憲民主党	国民民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	社会民主党
③その他(既存の法制度において対応可能なことの充実・強化を図り、運用上の改善を進めます)	①早急に、法の附則にある通り、病院、学校、保育所、官公署も通報義務の対象に含めるべきである。	③その他	③その他	①早急に、法の附則にある通り、病院、学校、保育所、官公署も通報義務の対象に含めるべきである。	①早急に、法の附則にある通り、病院、学校、保育所、官公署も通報義務の対象に含めるべきである。	①早急に、法の附則にある通り、病院、学校、保育所、官公署も通報義務の対象に含めるべきである。
病院・学校など障害の有無に関係なく利用する機関では、障害者への虐待のみが通報対象となる不整合が生じるなどの課題があることから、職員等に対する研修や障害者虐待に関する相談体制の整備など、既存の法制度において対応可能なことの充実・強化を図り、運用上の改善を進めることが適当と考えております。	①の方向で検討を進めるべき。病院、学校等の通報の義務化など第三者によるチェック体制を整備することなど、障害者虐待防止法を改正し、病院や学校等における虐待防止を進めます。	第三者によるチェック体制を整備することなどにより、病院や学校、施設等での障がい者への虐待防止を進めるべきです。	現行法では、学校、保育所、医療機関等における虐待の防止措置が、学校の長や医療機関の管理者などに義務づけられていますが、さらなる対策強化のため、法附則の趣旨を踏まえ、児童虐待や高齢者虐待等の見直し状況、現行法の施行状況等を勘案しつつ、検討を進めるべきと考えます。	相談支援を受けながら、グループホームに限らず、暮らしの場が選択できるようにすることが必要です。		通報者への不利益取り扱いがなされないよう法的な保護も必要です。

NPO法人日本障害者協議会・障害者政策に関する公開質問状への回答(2019年7月<7月参院選>)

2019年7月9日10時現在 ◇政党の並びは左から公示前の勢力順です。

Q14. 貴党の障害者政策の特徴についての質問

貴党の障害者政策で、参議院選挙にあたり最も訴えたいことはなんですか。自由にお書きください。また、冊子やホームページなどで公表されている障害者政策をお知らせください。

自由民主党	立憲民主党	国民民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	社会民主党
<p>障害の有無にかかわらず安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、障害のある人の社会参加の機会の確保等を旨として、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に進めます。具体的な政策につきましては、「総合政策集2019-Jファイル」に明記しており、自民党ホームページにも掲載しております。個別の政策を含めて、今後、関係者の皆様のご意見を伺いながらともに検討を進めて参りたいと思います。</p>	<p>人口減少と高齢化の時代を迎えた日本にとって、多様な個人の可能性がこれからの力の源泉です。これからの日本には、大きなパラダイムシフト(社会の規範や価値観が変わること)が必要です。立憲民主党は、障がいのあるのみならずLGBT(性的指向・性自認)をはじめ、年齢や性別、価値観やライフスタイル、出自等々、あらゆるすべての差別を許さず、一人ひとりの生活を豊かにすることを通じて、多様な個人の可能性を力とする社会への転換をめざします。</p>	<p>「国民民主党 新しい答え2019」に掲載されている障がい者政策は、以下の通りです。 障がい者・難病患者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、「障害者差別解消法」の実効性のある運用を目指します。障がいの有無などにかかわらず、同じ場でともに学び、働く「インクルーシブ教育・雇用」を推進します。さらに、既存の発想にとらわれない新たな社会参加・就労機会の場を確保します。</p>	<p>共生社会の実現のために、障がい者施策を見直しつつ、必要に応じて、障害者基本法、障害者差別解消法、障害者虐待防止法などの法制度の改正を行います。また、障がい者が希望に応じて就労や社会参加を実現できるよう、障がい児と家族を支えるための医療・福祉・教育などの連携強化、障がい者の情報コミュニケーションの円滑化のための意思疎通支援、高齢化や「親なき後」の対応を含めた地域の福祉基盤の整備、就労移行支援や就労継続支援の強化、通勤・通学等の移動支援など、きめ細かい支援を推進します。さらに、2020年の東京パラリンピックの成功に向けて、障がい者スポーツ・芸術の振興や、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー化を推進するとともに、障害年金の改善など所得保障の充実に取り組みます。</p>	<p>今回の参議院選挙では、「障害のある人となない人の平等」をかかげる障害者権利条約や憲法の規定にもとづき、障害福祉・医療の無料化と制度の拡充をすすめること、障害者への差別や虐待のない社会をつくるために力をつくすことを大きく訴えています。総合支援法にもとづく福祉・自立支援医療の自己負担総額は560億円(2017年度)です。本来、障害ゆえに必要な福祉や医療に負担が課せられること自体がまちがっているため、低所得世帯だけでなく、すべての障害者の福祉・医療の無料化を共産党は求めていきます。</p>	<p>先般の公務部門での障害者雇用水増し問題に代表されるような、法定雇用率のただの「数合わせ」になってはならない。そのために職場での合理的配慮、適切な仕事の切り分け、周囲の理解の醸成など、現場の実情に即した支援を拡充すべきである。 また、発達障害などを含め、障害者の状況は多様化しており、中長期の障害者労働政策を見据えて、若年者(小中高年代)へのキャリア支援にも重点を置いていくべきと考えます。</p>	<p>障がい者の社会参加を推進。障害者権利条約の理念を社会の隅々に徹底します。人間の価値を生産性で計る優生思想を許しません。差別をなくし、だれもが安心できるインクルーシブ(排除をしない)な社会を目指します。</p>
<p>https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/pamphlet/20190618_j-file_pamphlet.pdf</p>	<p>https://special2019.cdp-japan.jp/ 2019政策集は下記ページ下の方にあります。(厚生労働省関係は42ページより) https://cdp-japan.jp/news/20190624_1863 なお、43ページ「情報コミュニケーション法、手話言語法の制定」の2つ目の〇は、以下にさしかえとなります。 『成立した読書バリアフリー法に基づいて、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的に推進し、障がいの有無にかかわらずすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵みを受用することができる社会の実現を目指します。』</p>	<p>「政策INDEX2019」に掲載されている障がい者政策は、以下の通りです。(29ページを参照ください) https://www.dpf.or.jp/assets/election2019/downloads/seisaku-index-2019_20190630.pdf</p>	<p>https://www.komei.or.jp/campaign/sanin2019/policy</p>	<p>●共産党のHP→「2019年参議院選挙政策」→「各分野の政策」→No.19「障害者・障害児」があります。ぜひご覧ください。 https://www.jcp.or.jp/web_policy/2019/06/2019-sanin-index.html</p>	<p>https://o-ishin.jp/sangiin2019/commom/img/manifest2019_detail.pdf</p>	<p>http://www5.sdp.or.jp/data/election_sangiin_2019/sangiin_2019_manufest_201906.pdf</p>